静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、静岡県立学校管理規則（昭和３２年静岡県教育委員会規則第１号）第４５条第１項及び第４７条の規定に基づき、静岡県立学校（以下「学校」という。）の施設及び設備を住民の利用に供すること（以下「施設等の開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設等の開放の方針）

第２条　校長は、地域住民の社会教育活動、文化活動、スポーツ活動その他の生涯学習活動の振興のために、学校教育上支障のない範囲において、施設等の開放を実施する。

（施設開放委員会の設置及び組織）

第３条　静岡県教育委員会は、施設等の開放を実施する学校ごとに、施設開放委員会を設置する。

２　施設開放委員会に委員長を置く。

３　委員長は、校長をもって充てる。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　委員は、次の各号に該当する者のうちから校長が委嘱する。

（１）施設等の開放を実施する学校の教職員

（２）校長が必要と認める者

６　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（施設開放委員会の職務等）

第４条　施設開放委員会は、安全かつ効率的な施設等の開放を実施するため、次の各号に掲げる職務を行う。

（１）利用者の登録に関すること。

（２）利用の許可及び取消しに関すること。

（３）利用計画に関すること。

（４）利用責任者に関すること。

（５）利用者の意向に関すること。

（６）その他施設等の開放に関すること。

（利用者）

第５条　利用に供する施設及び設備（以下「開放施設等」という。）を使用できるものは、当該年度において施設開放委員会による登録の承認を得た団体（以下「利用団体」という。）とする。

２　登録を申し出る団体には、利用責任者を１人置く。

３　利用責任者は、利用団体が正常かつ円滑に開放施設等を使用できるよう、施設開放委員会の指示に基づき、利用施設の管理、利用団体の危険防止その他開放施設等の使用に関する必要な事項の管理及び指導に当たる。

（開放施設等）
第６条　開放施設等とは、あらかじめ校長が指定し、施設開放委員会に指示する普通教室及び特別教室並びに運動場、体育館、武道場等の体育施設その他の学校の施設及び設備をいう。

（経費の負担等）
第７条　開放施設等の利用に係る経費は、利用団体が負担する。ただし、施設開放委員長が認めるときは、この限りではない。

（開放の中止）
第８条　施設開放委員会は、次の各号のいずれかに該当する利用を行う団体に対して、その施設等の開放を中止することができる。
（１）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
（２）政治的又は宗教的活動をするとき。
（３）営利の追求、寄付金の募集、物品の販売、契約の勧誘又は署名の収集その他これに類する行為をするとき。
（４）学校運営又は学校施設の管理に支障があると認めるとき。

（開放施設等の管理責任）
第９条　この要綱に基づく開放施設等に関する管理責任は、利用団体の責めに帰するものを除き、静岡県教育委員会が負うものとする。
２　利用団体は、開放施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに施設開放委員会に報告し、その指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を弁償しなければならない。

（雑則）
第１０条　この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定めることができる。
２　施設開放委員会は、この要綱に基づく必要な実施細則を定める。

附則
１　この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。
２　静岡県立高等学校施設の利用に関する要綱（昭和５９年５月１２日付け教体第１３９号教育長通知）は、平成１３年３月３１日をもって廃止する。
３　この要綱の施行前に、静岡県立高等学校施設の利用に関する要綱第１０条第２項により決定された平成１３年度の利用計画については、なお従前の例による。
附則
この改正は、平成１４年５月２３日から施行し、平成１４年４月１日から適用する。

静岡県立浜松聴覚特別支援学校の施設等の開放に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱（以下「要綱」という。）第 10 条第２項の規定に基づき、静岡県立浜松聴覚特別支援学校の施設等の開放について、その円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用者の範囲）

第２条　要綱第５条に定める開放施設等を利用できるものは、文化活動又はスポーツ活動を目的に掲げ、代表者を成人とする５人以上の団体とする。

（利用団体の登録）

第３条　要綱第５条の規定に基づき、開放施設等を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、翌年度の利用について３月１日から３月 31 日までの間に開放施設等利用者登録申請書（様式第１号）及び利用者名簿（様式第２号）を静岡県立浜松聴覚特別支援学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）へ提出しなければならない。

２　施設開放委員会は、翌年度の第１回会議において登録申請書を審査し、承認した団体には登録証（様式第３号）を交付する。

３　翌年度の中途における登録申請については、直近の施設開放委員会において審査し、承認した団体には登録証を交付する。

（開放施設等の種類及び利用種目）

第４条　開放施設等は、次の表の左欄に掲げる施設とし、利用できる種目は、それぞれ同表の右欄に掲げる種目とする。

開放施設	利　用　で　き　る　種　目
運 動 場	ソフトボール、野球その他施設開放委員会が適当と認めるもの
体 育 館	バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、バドミントン、卓球、インディアカ、体操その他施設開放委員会が適当と認めるもの

（日時）

第５条　開放時における開放時間は次のとおりとする。ただし、４月１日から施設開放委員会が登録証を発行するまでの間及び 12 月 27 日から翌年１月５日までは開放しない。

	早　朝	午　前	午　後	夜　間
運 動 場	５時３０分から ７時３０分まで	８時００分から １２時００分まで	１３時００分から １７時００分まで	
体 育 館		８時００分から １２時００分まで	１３時００分から １７時００分まで	１８時００分から ２１時３０分まで

２　第１項に定める時間を超えて施設利用を希望する団体は、事前に利用計画を施設開放委員会に提出する。利用の可否は、施設開放委員会において審議の上、決定する。

３　次の時点で暴風警報が発令されていた場合は開放を中止する。

早　　朝	午　　前	午　　後	夜　　間
４時３０分	７時００分	１２時００分	１５時００分

その他の事例については、その都度施設開放委員会が判断する。また、警報が出ているか否かは各団体で確認する。

（利用計画の決定等）

第６条　施設開放委員会は、利用計画を決定の上、毎月当該計画を前月の 25 日までに公表する。

２　施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、利用団体に対し利用の中止を命ずることができる。

３　施設開放委員会は、利用団体が第９条の経費支払を定められた期日より遅延した場合には、利用団体に対し中止を命ずることができる。

（利用の手続）

第７条　利用団体は、開放施設等利用申請書（様式第５号）に登録証を添えて、毎月の 15 日までに施設開放委員会に提出し、許可を受けなければならない。

２　施設開放委員会は、前項の申請を許可したときは、開放施設等利用許可証（様式第４号）を交付する。

利用団体は、開放施設等の使用が終わった場合は、速やかに施設開放委員会に開放施設等利用報告書（様式第６号）を提出しなければならない。

３　第１項の許可を受けた者が、辞退し、又は変更しようとするときは、開放施設等利用許可証を添えて施設開放委員会に速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

（利用の調整）

第８条　前月の 16 日の時点で同一の開放施設等を２団体以上が利用申込みをした場合は、障がいを有する団体を優先する。また相互とも障がいを有する団体または健常者の団体においては、相互の話し合い又は抽選により利用者を決定する。

（経費）

第９条　電気料等利用実費が明確に判明する経費については、利用団体が負担する。

２　電気料は、「行政財産使用許可等の事務取扱いについて」（最終改正令和４年４月１日施行）第６条により算定した使用光熱費相当額を徴収する。ただし、部分使用の場合は、使用面積等により案分する。

３　電気料・ガス料金以外の経費のうち、利用者負担が適当と思われるものについては、県教育委員会と協議の上決定する。

（利用者の遵守事項）

第 10 条　利用団体は、開放施設等の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）利用時間を厳守すること。

（２）開放施設等の鍵の借用及び返還は施設開放委員会の指示に従うこと。
（３）指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。
（４）学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。
（５）危険防止のため、室内照明は適切に使用すること。
（６）校内における飲酒及び喫煙並びに所定の場所以外で飲食をしないこと。
（７）所定の場所以外で火気を使用しないこと。
（８）開放施設等へ危険物を持ち込まないこと。
（９）騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。
(10) 利用終了後は清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
(11) 開放施設・設備を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
(12) 登録証及び学校施設利用許可書を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。
(13) 物品を展示する場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
(14) 張り紙等の行為をする場合は、施設開放委員会の許可を得ること。

附　則

・　この細則は平成 13 年６月 16 日から施行し、平成 13 年４月１日から適用する。
・　この細則は平成 18 年５月 22 日から施行する。
・　この細則は平成 27 年４月１日から施行する。
・　この細則は平成 29 年４月１日から施行する。
・　この細則は平成 30 年 10 月１日から施行する。
・　この細則は平成 31 年４月 4 日から施行する。
・　この細則は令和２年３月 2 日から施行する。
・　この細則は令和６年 11 月 1 日から施行する。
・　この細則は令和８年３月１日から施行する。